

平成 21 年経済センサス-基礎調査の概要

1 調査の目的

平成 21 年経済センサス-基礎調査は、事業所及び企業の経済活動の状態を調査し、全ての産業分野における事業所及び企業の活動からなる経済の構造を全国的及び地域的に明らかにするとともに、各種統計調査実施のための事業所及び企業の名簿を得ることを目的として実施した。

2 調査の沿革

近年の経済構造の変化等に対応するため、政府全体として取りまとめられた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針（いわゆる「骨太の方針」）2005」（平成 17 年 6 月閣議決定）において経済センサスの実施が提言された。

これを受け、経済に関連した大規模統計調査の統廃合、簡素・合理化を行い、統計法（平成 19 年法律第 53 号）第 2 条第 4 項に規定する基幹統計である経済構造統計を作成するための調査として平成 21 年に第 1 回目を実施した。

3 調査日

平成 21 年 7 月 1 日

4 調査の対象

調査日現在、国内に所在するすべての事業所。ただし、次の事業所は調査対象外とした。

(1) 日本標準産業分類（平成 21 年総務省告示第 175 号）の「大分類 A－農業、林業」及び「大分類 B－漁業」に属する個人経営の事業所

(2) 日本標準産業分類の「大分類 N－生活関連サービス業、娯楽業」のうち「中分類 79－その他の生活関連サービス業（小分類 792 家事サービス業に限る。）」及び「大分類 R－サービス業（他に分類されないもの）」のうち「中分類 96－外国公務」に属する事業所

5 調査の単位

原則として、単一の経営者が事業を営んでいる 1 区画の場所を 1 事業所とし、これを調査の単位とした。単一経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに、また、1 区画の場所で異なる経営者が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに 1 事業所とした。

6 調査の種類、方法

調査は「甲調査」と「乙調査」の 2 種類からなり、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と総務省、都道府県、市町村に分けて実施した。

7 調査事項

(1) 甲調査

【事業所に関する事項】

ア 名称
イ 電話番号
ウ 所在地
エ 開設時期
オ 従業者数
カ 事業の種類
キ 業態

【企業に関する事項】

ア 経営組織
イ 資本金等の額
ウ 外国資本比率
エ 決算月
オ 持株会社か否か
カ 親会社の有無
キ 親会社の名称
ク 親会社の所在地及び電話番号
ケ 子会社の有無及び子会社の数
コ 法人全体の常用雇用者数
サ 法人全体の主な事業の種類
シ 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数
ス 本所の名称
セ 本所の所在地及び電話番号

(2) 乙調査

ア 名称
イ 電話番号
ウ 所在地
エ 職員数
オ 事業の種類
カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地